

査読論文

中国上海市における外国人プロテスタントの宗教活動

村上 志保*

要 旨

中国では憲法において宗教信仰の自由を認めながらも、その規模や影響力の拡大を抑えるためにさまざまな規制・管理を行っている。その背景には、宗教における組織や集団が反政府勢力へと転換する可能性に対する政府側の警戒がある。そのため、宗教関連法規の制定や愛国的宗教団体の組織化を通して政府は宗教を一定の範囲内に収まるようにコントロールしてきた。しかしながらその管理体制は、中国国内外の状況変化によって、規制の強化と緩和の間を揺れ動いている。とりわけ経済発展に伴う社会の流動化は、政府による一方的な規制に対して挑戦を突き付けており、宗教に影響を与える要素は政治以外にますます多様になりつつある。本論文では、その多様化する要素の一つとして、経済発展がもたらす社会変化、とりわけ外国企業および外資の誘致に伴う、外国人長期滞在者の増加を取り上げる。特に具体的な対象とするのは中国の経済発展の中心地である上海における外国人プロテスタント信者の宗教活動である。ビジネスや留学のために上海に来る外国人は、上海市のあらゆる発展にとって欠かせない存在であり、上海市は門戸を広げて外国人を歓迎している。しかしながらそれは、宗教政策によって中国国内において成立してきた宗教の枠組みに、これまでできるだけ排除してきた外国人の宗教活動という要素を受け入れなければならないということでもある。外国人の増加によって、上海市政府は外国人の宗教生活の需要にいかに応えるかという課題に直面し、さらに外国人の宗教活動の拡大は、中国人プロテスタント信者にも多様かつ新たな機会を提供している。それは宗教政策が維持しようとする「正常な」宗教活動の範囲、あり方の変更を迫りつつあるのである。

キーワード

上海, 宗教政策, プロテスタント教会, 外国人の宗教活動, 経済発展

はじめに

80年代末ごろから、中国ではさまざまな宗教活動が活発化している。信者数は増加し、またその影響力も拡大している。一方で中国共産党政権は、憲法では宗教信仰の自由を認めながらも、その規模や影響力の拡大を抑えるためにさまざまな規制・管理を行っている。その背景に

* 執筆者：村上志保
所属機関：立命館大学 言語教育センター
役職名：外国語嘱託講師
E-mail：s-mura@fc.ritsumei.ac.jp

は、宗教における組織や集団が反政府勢力へと転換する可能性に対する政府側の警戒がある。そのため、宗教関連法規の制定や愛国的宗教団体の組織化を通して、政府は宗教を一定の範囲内に収まるようにコントロールしてきた。例えば中国のプロテスタントやカトリックのキリスト教会には、中国の宗教政策の下、政府が活動を公認している教会（以下、公認教会）と、公認していない様々な教会（以下、非公認教会）がある。公認教会は政府の管理を受けるが活動は承認されている。一方非公認教会は歴史的、政治的事情からその活動は政府に認められていない。そのため、その活動は非合法であり、政府からの取り締まりや、時に激しい弾圧の対象となっている。

その一方で、このような宗教に対する管理体制は、中国国内外の状況変化によって、規制の強化と緩和の間を揺れ動いている。国際社会からの「宗教の自由の侵害」という批判や、経済発展に伴う社会の流動化及び民衆の自由への欲求の高まりなどは、政府による一方的な規制に対して挑戦を突き付けている。海外からの影響について言えば、例えばキンドップは、現在海外からの様々なグループの伝道活動が中国で拡大していることを指摘し、それらが教会の力を弱め依存させるという政府の戦略に反撃していると指摘する（Kindopp 2004:139）。また中国における宗教状況に対して批判的なアメリカでは1998年に国際宗教自由法を可決したが、それに伴って設立された国際宗教自由委員会は毎年世界の宗教状況に関する報告を出しており、その中で中国は関心を向けるべき国々のひとつとして毎年指定されている¹。

これらキリスト教伝道グループの活動や、中国政府による宗教への規制に対する国外からの批判は中国政府にとって無視できないものである。しかし、今後中国政府の宗教政策に対して、より無視しえない影響を与えると予想されるのが、経済発展や国際経済のために積極的に外国企業や海外からの投資を誘致することによって生じた中国国内に長期滞在する外国人の増加である。チャンは、WTOへの加盟が中国の宗教状況にいかなる変化をもたらすかを論じた論文の中で、海外からの投資の増加に伴い増加する国内居住の外国人の増加は、彼らのライフスタイル、価値だけでなくその宗教信仰を国内に持ち込むと指摘し、彼らが要求するより国際的な教会のあり方は中国政府に圧力をかけていると指摘している（Chan 2004:62-63）。

中国では宗教信仰の自由は憲法によって保障されているが、その自由の範囲は限定され、宗教は一定の範囲内でのみ認められている。このような宗教政策から見ると、中国に居住する外国人が当然の権利として求める彼ら自身の宗教生活は、これまで維持してきた、政府にとって望ましい宗教の範囲・枠組みの中で矛盾をもたらす可能性がおおいにある。しかし、中国政府の経済政策にとってはそれらの外国人は歓迎すべき存在でもあり、その宗教生活や宗教活動を、海外からの伝道者や伝道グループに対するのと同じように「非合法」とであると排除することはできない。

経済発展を最優先とする中国において、今後も国内に居住する外国人の増加は継続するであろう。その拡大が中国国内の宗教状況にも影響を及ぼすことは十分に予想されることであるが、

未だその実態の調査は進んでいない。そのため本論文では、中国の経済発展の中心地である上海における外国人プロテスタントの宗教活動を対象とし、外国企業の誘致やその他経済活動の活発化によって増加した外国人長期滞在者の宗教活動を取り上げる。つまり、伝道を目的とした活動ではなく、上海在住の外国人による、彼ら自身の宗教生活のための活動を取り上げる。特に①上海市政府の公認を得ている公認の外国人教会、②政府の公認を受けていない外国人教会、そして③若い人を中心とした小グループによる交流会を取り上げ、それらの状況を紹介する。特に小グループについては、筆者自身が何度も参加して記録したフィールドノートの記述を多く用いることによって、その実態をより詳細に示すと共に、その場で生じている外国人信者と中国人信者との接触の状況についても触れる。但し、中国の宗教状況は非常に敏感な問題も含んでいるため、個人名などの一部の情報は仮名を用いる。

I 長期滞在の外国人の増加と宗教活動

1. 外国人の宗教活動をめぐる法律

『中華人民共和国憲法』第三十六条では、「中華人民共和国の公民は宗教を信仰する自由がある」と規定し、「国は正常な宗教活動を保護する」としている²。但し保護の対象となるのは「正常な」宗教活動に限られ、「正常」の条件は国家が規定する。宗教を管轄する主な政府部門は国務院直属の国家宗教事務局³である。また、現在中国には、宗教に関する総合的な法規として『宗教事務条例』（2004年公布）がある⁴。

外国との関係に関しては、『中華人民共和国憲法』第三十六条において、「宗教団体と宗教事務は外国勢力の支配を受けてはならない」と規定している。本来宗教は国境や文化の違いを越えるトランスナショナルな存在である。それゆえ中国政府は宗教を通じて、外国の影響が国内に及ぶことを避けるために、建国直後から宗教を通じての外国と中国との間の交流を制限してきた。しかしながら、80年代、とりわけ90年代以降の経済発展を目的とした対外開放や外資の積極的誘致によって中国国内に居住する外国人が増加するに従って、草の根レベルでは急速にその制限は機能しなくなってきた。

そのような状況に対応して、外国人の宗教活動に関して『中華人民共和国国内における外国人の宗教活動に関する管理規定』（資料1 参照）が1994年に国務院において定められた。「外国人の宗教信仰の自由を保障し、社会の公共利益を守るため」⁵という名目のもと、中国国内に居住する外国人の増加への対応を目的として、明文化された管理規定がここに初めて整備されたのである。その後1994年の管理規定の実施内容をさらに細かく規定したものととして、『国内における外国人による宗教活動に関する管理規定の実施細則』が2000年に公布されている。

この『中華人民共和国国内における外国人の宗教活動に関する管理規定』においては、まず中国政府は国内における外国人の宗教信仰の自由を尊重し、その宗教活動を法に基づいて保護

すると述べている(第二条)。そのために、外国人が中国国内の宗教活動場所における宗教活動に参加することを認めている(第三条)。

しかし同時に様々な規制条項がある。まず外国人の中国国内での伝道活動は禁止されている(第八条)。また、礼拝など外国人自らのための集団での宗教活動は、県レベル以上の人民政府宗教事務部門が認可する場所でのみ行うことができる(第四条)。カトリックおよびプロテスタントなどのキリスト教では、毎週1回の主日礼拝は最も重要な宗教活動の一つであるが、そのための場所を得るには政府宗教部門の認可が必要なのである。そして、その認可は決して容易に得られるものではない。この実態についてはIIで説明する。

これらの条項が示しているのは、外国人の宗教活動をできるだけ保障するが、それが中国社会や中国の宗教界にいかなる影響を及ぼすことも阻止するという宗教政策の基本姿勢である。特に欧米との関係が深いキリスト教においては、政府が認可していない教会に外国人が入って伝道や援助を行うことを徹底して禁止している。また、公認教会であっても外国人信者と中国人信者との間の不特定かつ自由な接触や交流は制限されている。

本論文において対象とする上海市において宗教を管理するのは、「上海市民族および宗教事務委員会」である。これは、かつての上海市民族事務委員会と上海市宗教局が2000年8月に合併して創設された部門である。また上海市では、『上海市宗教事務条例』を1995年に定めている(2005年に一部改正)。これは国の宗教政策に基づきつつ、より細分化された内容となっており、全部で十章(全六十三条)からなる。その中の第八章が「涉外宗教事務」という項目であり、上海市内の外国人の宗教活動に関わる内容となっている(資料2 参照)。その中で、国の条例には無い規定が、「いかなる組織も対外的な経済貿易、文化、教育、衛生、体育、およびその他の交流を行う中で、そこに付加された宗教条件を受け入れてはならない。」(第五十条)という一文である。この一文には、様々なレベルでの対外交流が特に多い上海において、それが外国からの宗教活動の窓口になることに対する警戒感がうかがわれる。しかしながらこれらの制限も、外資系企業の積極的誘致の推進と、海外との往来の活発化、とりわけ長期滞在中の外国人の増加によって様々な挑戦にさらされつつあるのである。

2. 長期滞在の外国人の増加

80年代以降の改革・開放時代に入って後、特に1989年の天安門事件以降、中国は経済発展を国家第一の目標に掲げ、市場開放をはじめ積極的な経済発展政策を次々と打ち出してきた。その中で、とりわけ上海は経済上の優遇政策を享受し、中国の経済発展のけん引役として、かつ90年代以降はアジア地域の経済をリードする国際都市としての機能を確立しつつある。

上海では2000年から2006年にかけて上海市に居住する外国人数が、60020人から119876人までほぼ2倍近く増加している⁶。このようにグローバル経済に積極的に参入しようとする中国政府や上海市政府は、外資系企業及び外国からの投資を積極的に誘致し、多くの外国企業や外

国人ビジネスマンが中国に入ってくることを歓迎してきた。しかし一方で、このような外国人の増加は、宗教政策の面において対処の難しい様々な課題をもたらしている。ここでとりわけ重要な課題を3つ挙げると、第一に外国人の個人的な宗教生活の需要にいかに対応するかという課題がある。中国人の宗教活動を一定の範囲内におさめ、管理する体制を整えている中国国内において、その体制を維持したままで、中国と比較してはるかに自由な環境の中で宗教活動を営んできた外国人をその中に受け入れねばならないのである。

第二に、これは中国政府が最も敏感になっている課題であるが、外国人に門戸を開放することによって外国から宗教関係者までが中国に入り込み易くなり、彼らが中国国内で信者を増やしたり、新たな宗教組織を作ったりすることをいかに阻止するかである。外国という要素が入り込んでくることは政府が維持しようとする宗教をめぐる様々な枠組みに次々と穴を開けてゆく恐れがあるため、このことは「外国人の宗教活動に関する管理規定」の第八条においても明確に禁止されている。

第三に、中国国内における宗教に対する規制や弾圧の実態が海外メディアに流れることいかに対処するかである。中国の宗教状況に対しては、国際社会において「宗教の自由の侵害」、「人権侵害」という批判がある⁷。国際社会での地位を高めようとする中国にとって、国内の宗教状況に対する国外からの批判はできるだけ抑える必要がある⁸。

このような状況の中、経済発展の中心地である上海はじめ中国では、外国人のキリスト教グループが様々な形態で広がっている。例えば英語教師や医師といった職業で入国し、中国国内で働きながら同時に伝道活動を行う外国人がいる（Kindopp 2004:137-138）。またビジネスのために中国に長期滞在する外国人であっても、福音を伝えることを義務とするキリスト教徒であれば、なんらかの形で伝道に関わろうとする外国人も少なくはない⁹。これらの人々が自分自身の宗教生活のため、そして中国人への伝道のために上海において教会やグループを形成し、活動を拡大しているのである。

3. 上海における外国人の宗教活動

上海における外国人による宗教活動は以下の3種に大別できる。

①伝道師による中国人への伝道活動

これは中国人への伝道を目的として上海に来た伝道師による様々な活動である。これらの伝道師の活動は、上海にある外国人教会の支援を得て伝道師として短期間滞在する場合や、英語教師などの資格で長期滞在しながら、自宅などで伝道活動を行う場合など様々である。母体となるキリスト教団体や伝道師の出身国なども様々であるが、一例として私が2003年に上海で出会ったアメリカから来た伝道師の例を挙げる。その男性伝道師はアメリカ人で妻は中国人である。上海で友人達のサポートを得て、英語教師をしながら伝道をしている。伝道方法は自宅で

の家庭集会の形を取っている。5年ほど上海崇明島で活動していたが、これまで25人に洗礼を行った。2003年当時は15人ほどが毎回家庭集會に集まっており、人数が増えてきたためもうすぐ二つにグループを分ける予定であると話していた。しかし、安全性の問題から、簡単にはグループの人数を広げない方針だと話していた¹⁰。

②上海在住の外国人のための教会

これは上海在住の外国人が自らの宗教活動のために上海で開設する教会である。政府の公認を受け公認教会の教会堂を借用している教会と、政府の公認を受けず個人の家やホテルなどで活動する教会の二通りがある。これらの教会の多くは教会所属の聖職者を持たず、リーダー格の信者の下で自主的に教会活動を行っている。

③少人数グループによる集會

②の教会があまりにも大きい場合はその下位グループとして、個人宅などを会場にして教会員同士が親睦を深め、かつ互いに信仰を深めるための集會(交流会・勉強會)が形成される。また、人数が少なすぎて教会が作れない場合に、その代替として少人数で集會を行うグループもある。これらはより密な信者間の交流の場となると同時に中国人への伝道の場となる場合もある。

以上大別して3種類の活動形態があるが、これらのほとんどは、宗教施設ではなく自分たちの家や賃貸マンションなど私的な場所で活動を行っている。また、上記3種類のうちの複数のグループに関わる人もいる。またそれぞれ異なるグループに属する人々でも、互いに同郷であるとかビジネス関係があるなど人的ネットワークでつながっている。

ここでは、私の上海でのフィールドワークに基づき、上海における外国人プロテスタント信者の宗教活動の事例として、特に②の教会活動と、③の少人数グループによる集會を取りあげる。

II 外国人教会

1. 公認の教会活動が始まるまで

前節で述べた通り、経済発展のための対外開放によって、上海市に居住する外国人数が急速に増加している。そのほとんどがビジネスで来ている人々や留学生であり、上海市政府は外国人が上海に来ることを経済面においては非常に歓迎している。しかし一方で、外国人の増加は、外国人による宗教活動のための様々な需要にいかに対処するかという難しい課題をもたらしている。特にキリスト教は週1回の集団での礼拝を必須としているため、必ず集団で集まること

のできる一定の広さの空間を必要とする。そのため、この需要に対して、現在上海市政府は一部の教会堂を特定の時間に外国人の日曜日の礼拝のために提供するという対応を採っており、上海市内ではカトリック信者に対しては聖伯多禄堂（聖ペトロ堂）、プロテスタント信者に対しては国際礼拝堂の使用が認められている。

国際礼拝堂での外国人礼拝が行われるようになったのは、1996年9月からである。それまで外国人には、政府によって認可された礼拝をするための場所が無く、ホテルの部屋などを使って礼拝を行っていた。この状況について、1994年に駐在員として上海に赴任してきた日本人プロテスタント信者であるS氏は以下のように説明している。

「1994年12月に赴任してきた頃、あるホテルの2階の部屋での礼拝に参加した。参加者は20～30人程度だった。今も上海にいる米国人英語教師Lさん、香港上海銀行の方などが中心になっておられた。1995年には人数が多くなったため、Hホテルへ移動した。2階の大きなボールルームで礼拝を行った。その頃、ポートマン・リッツ・カールトンホテルや、ホリデイ・インなど、いろいろなホテルで礼拝が持たれていたと聞いていたが、自分自身はHホテルの集会にしか行ったことがなかった。その後数年でHホテルでの集会は100名くらいまで膨れ上がっていた。リーダーとなっていたのは、某国の上海総領事、銀行副支店長のイギリス人、英語教師Lさん、米国人の銀行支店長、そして、Hホテルのマネージメントをしていたドイツ人などであり、欧米人が殆どの集会であった。礼拝は、賛美歌を歌って静かに祈る、トラディショナルな形態で、雰囲気は現在（アジア系、アフリカ系が多い現在の国際礼拝堂での礼拝：村上注）と異なっていた。説教は、H銀行のイギリス人、Lさんなど2～3人が持ちまわりで行っていた。」¹¹

また、S氏は国際礼拝堂での礼拝が始まるまでの経緯について以下のように説明した。

「(ホテルでの礼拝は)許可なしの非公認団体の集まりだった。ゆえに、ホテルで行われていた外国人集会が一つずつ公安によって閉鎖されていった。何年の何月かははっきりした記憶はなく、96年の春頃だったような気がするが、礼拝中にいきなり公安が入ってきて、集会が中止された。その後半年か、一年のブランクがあり、Hホテルのリーダーと、ホリデイ・インのFなどが当局とかけあった。その結果、外国人のみの集会とし、中国人教会の指導・管理のもとで、礼拝に中国人の牧師の説教を入れるという条件で国際礼拝堂での外国人礼拝が認められた。」¹²

2. 国際礼拝堂での教会活動

このように当初政府は外国人の礼拝活動に対して強硬な姿勢で臨んでいたが、外国人から政府への直接的な働きかけの結果、1996年の秋から国際礼拝堂が政府公認の外国人の礼拝場所として開放された。私が調査を行っていた2002年9月から2004年1月当時、国際礼拝堂での外国人の礼拝は毎週日曜日の16時から約2時間の1回であった。その後2004年からは礼拝に参加す



(図1 国際礼拝堂 2003年4月 村上撮影)



(図2 国際礼拝堂での外国人礼拝の様子 2003年1月 村上撮影)

る外国人の増加に対応するために、14時から礼拝が行われるようになった。この礼拝に参加できるのは香港、台湾、マカオおよび外国のパスポート所持者であり、中国人信者の参加は厳重に禁止されている。礼拝堂への入り口でパスポートの提示を求められることはないが、入口には中国人の見張りが立っており、中国人が入場しないか厳しくチェックしている。とはいえ外見的にはあまり区別の付かないアジア系外国人も多数入場するので、中国人もこっそり参加していたということは度々あり、2003年半ばには礼拝が始まる前に「外国のパスポート保持者以外は参加が認められていません」というアナウンスが徹底されるようになった。

礼拝への参加者は多様である。前出のS氏が国際礼拝堂が開放される前に参加していた高級ホテルでの礼拝が欧米人中心であったのとは対照的に、この礼拝にはアジア系やアフリカ系も多数参加し、国籍も宗派も多様な独特の礼拝となっている¹³。但し、礼拝での使用言語は英語のみである。この教会には様々な宗派の人々が参加しており、礼拝の形式は基本的にほとんどの主流宗派の礼拝の形式に共通するものである。欧米やアフリカなどで好まれる音楽と歌(とそれに合わせてのダンス)が多く、その点では日本人などアジア系がなじんでいる礼拝の

雰囲気とは多少ギャップがある。

礼拝の中心である説教は必ず中国人聖職者によって行われる。これは国際礼拝堂での外国人礼拝を許可するに当たっての上海市政府側からの条件の1つである。中国人聖職者による説教は、通常の中国人礼拝における場合と比べて非常に短く、長くても10分程度である。英語で説教を行う必要があるために、英語の話せる聖職者が担当する。聖職者によっては説教が終わればすぐに礼拝堂から出て行ってしまいう人もいるが、その後も残って歌を歌うときも一緒に手拍子をして参加する人もいる。中国人聖職者の態度は様々だが、外国人側の、少なくともリーダーシップをとっている人々は、彼ら中国人聖職者を尊重した態度を採っている。

中国人聖職者による説教の後、外国人によるスピーチが約30分間行われる。後は祈り、賛美歌などである。礼拝は大体18時ごろに終了する。通常、いづこの教会でも礼拝後には信者たちが教会堂にしばらく残り、知り合いの信者や聖職者と挨拶や交流をする光景が見られるが、この外国人礼拝ではそれは難しく、礼拝後にはすぐに教会堂から出るようにというアナウンスが流れる。これは、中国人信者と外国人信者の接触を制限するための指示であると推測される。通常18時を過ぎると19時からの中国人信者の夜の礼拝（国際礼拝堂のそれは青年礼拝と言い、若い人が多く参加する）のために少しずつ中国人信者が集まってくる。それゆえ教会堂内での外国人信者と中国人信者との接触や交流を制限するために、礼拝が終わったら外国人は速やかに教会堂から出ねばならない。私がそう推測する理由は、2003年1月に私が外国人礼拝を調査し始めた頃は、外国人礼拝の終了時間はしばしば18時を越えていたのであるが、ある時から（正確には2003年8月から）急に18時までには外に出るようというアナウンスがなされるようになったからである¹⁴。前出の「この礼拝は外国パスポート保持者のみの礼拝である」というアナウンスと同様に、これも上海市政府からの指示を背景にしていると推測される。

礼拝参加者は500人前後おり、現在も増加し続けている。これだけ大きな礼拝を支えているのはボランティアであり、その背後に統一した組織はない。各国から来ている伝道師や一般信者のリーダーたちがボランティアでリーダーシップを取り、礼拝を支える財務などの処理から礼拝で賛美歌を歌う音楽隊までがボランティアによって担われている。ごく少数の非常に長期に上海に滞在しこの礼拝を支える人々を除いて、ほとんどがいつかは上海から去って行く。毎回の礼拝で新しい参加者、そして去ってゆく参加者が紹介される。

このように制限された状況下で集まる一時的な教会であるが、その礼拝は非常に活気がある。国際礼拝堂での礼拝が始まる以前は、S氏が述べたように欧米人はS氏の通っていたような高級ホテルでの礼拝を行い、アジア系、アフリカ系のキリスト教徒はまた別の形で礼拝を行っていたと推測される。それが国際礼拝堂での礼拝が始まることによって多国籍、多文化にまたがるキリスト教徒が共に集まり、活気を生み出しているのである。しかし、国際礼拝堂での礼拝に参加している人々が上海にいるすべての外国人プロテスタント信者ではない。この認可された外国人礼拝以外に、認可を受けていない外国人教会も多数存在する。それが次節で取り上げ

る非認可の教会である。

3. 非認可の外国人教会

ここで取り上げるのは、国際礼拝堂以外の場所で礼拝を行っているグループである。これらのグループの多くは、国際礼拝堂での礼拝が始まる以前から行われていた私的な場所などでの礼拝を継続している。彼らが国際礼拝堂での礼拝に参加しない理由は、政府が関与する教会に関わりたくないためと言うよりは、むしろ文化、言語、そして馴染んでいる礼拝形式の違いのためである。例えば国際礼拝堂での礼拝は英語で行われる。英語を理解しない信者にとっては説教を聞くことも、他信者と交流することもできない。それゆえに、例えば上海では日本人、韓国人、台湾人がそれぞれ同国人を中心にして礼拝を行っている。また、非常に特徴ある信仰を持つ宗派である場合、例えば異言を重視する霊恩派などは、国際礼拝堂での主流宗派的礼拝にはなじまない。これらの自分達になじみのある活動形態の保持を望む人々は小さいながら、個別に教会を形成して活動している。これらの教会では、個人の家やホテルの一室、そして長期滞在者の子弟のためのインターナショナル・スクールなどが、宗教関係部門への届け出なしのまま活動の場となることが多い。

このタイプの教会の一例として、上海在住の日本人プロテスタント信者の教会の事例を紹介する。この教会は、外国人の多く住むある地区の中にある施設を借りて礼拝を行っていた。それ以前には信者たちの家で礼拝を行っていたこともあり、90年代には時々公安局による取調べが入ることもあったという¹⁵。礼拝は2003年当時、上海在住の日本人（会社関係の駐在員とその家族が主。一部留学生、そして旅行などで一時滞在している人など）約40～50人ほどで行われていた。牧師などが上海を訪れている場合はその人に説教をしてもらうが、いない場合はインターネットを通してダウンロードした説教やテープに録音されたものを聞いていた。この日本人教会に通ううちに入信を決意する人も年に数人いる。その場合は聖職者が日本から来る際に、信者の家などのバスルームを使用して洗礼が執り行われる。

私が調査を行っていた当時、この日本人教会は政府への届け出なしでとある施設に集まっていたが、2003年にその施設が上海市政府の某部門に施設利用の詳細についての届け出を行った際に、手違いからそこで礼拝を行っていることが上海市政府側に知れてしまい、活動場所を失った。その後は個人の家などで活動を行っている。このように、これらの教会は活動場所の確保が難しく、たとえ個人の家で集まっている場合でも時には公安の取り締まりを受けることもあり、「自由」というにはほど遠い宗教生活を送っている。

Ⅲ 少人数グループによる集会

1. 少人数グループの概要

最後に取り上げるのはIで取り上げた政府によって公認された外国人教会の下にある少人数によるグループ（英語では **church cell group**）である。このようなグループはフェローシップとも呼ばれ、居住地や目的の違いと共に年齢や性別、既婚か未婚かの違いなどに基づいて教会員が自分に合ったグループに参加するものである。その主な目的は教会全体の規模では十分に行えない個々の信者の信仰上、人生上に必要なケアを行うことにあり、中国に限らず多くの国々のキリスト教会において持たれている宗教活動の形態の一つである。但しこれが中国国内で実施されると、非公認の外国人教会と同様、法律上禁止されている認可を受けていない場所での宗教活動に相当する。

これらの小グループには、祈祷会、女性祈祷会、男性祈祷会、青年会、独身者／新婚夫婦会、中国ために祈る祈祷会、求道者会、学生交流会などがある。これらの交流会には中国の公認教会、非公認教会両方の中国人信者達が少数ではあるが参加している場合もあり、外国人、中国人が共に信仰の理解を深める場となっている。ここでは特に、小グループの中でも外国人信者と中国人信者の交流が盛んな、青年中心の小グループの集まりを取り上げる。

このグループの集会は、中国において兄弟姉妹を増やそうと考え、フェローシップを始めた数人のアフリカ出身の外国人によって1980年に始まった。スタート時点では参加者は2、3人だけであったが、活動を開始してまもなく中国人信者も参加し始めた。最初は少なかったが、1993年にその人数は増え始め、そして1994年、1995年には多くの中国人が来るようになった¹⁶。

この集まりには信仰を持つ中国人の若者や、外国人との交流を求める非信者の大学生などが集っており、筆者もそのメンバーとして参加していた。場所は非公認教会と同様に個人の家やレストランの一室などであり、週2回聖書研究会や交流会を開いている¹⁷。そこに集まるメンバーは外国人、中国人が約半々で全部で30人前後であり、互いに信仰について議論したりゲームをしたりしている。集会では毎回賛美歌が数曲大きな声で歌われるため、近隣の住人には何か集会が行われているらしいということは明らかであったろう。参加する中国人信者の中には将来公認教会の牧師となる若い神学生、公認教会に通う信者や非公認教会の信者および伝道者も参加していた。以下このグループの活動をフィールドノートに基づいて紹介する。

2. ある日の集会の様子

2003年8月、時間は19時から21時30分。場所はL区の主に中国人が住むアパート郡にあるBさんの家である。参加者は約20人強であり、半分は中国人であった。そのほとんどが20代の若い女性で、そのうち2人は、公認教会に通う信者であった。その他大学生くらいの若い男性一人と50代前半くらいの夫婦ひと組がいた。

Bさんの家の居間(6畳くらい)に椅子に座ったり床に座ったりして集まる。集まりは英語と中国人の若い女性の通訳によって進行した。最初に黙示録の19章を読み、その後祈り、テープに合わせて英語の歌を歌い、聖書を読む。次にアフリカ出身の留学生Aがスピーチをした。スピーチは英語だが、それをもう一人の外国人留学生在が流暢な中国語で通訳する。

スピーチの後の祈りの中で、留学生Aは「私はあの時キリストが現れたのと同じように、今ここにキリストが来ている(このような言及は中国の公認教会の礼拝では聞いたことがない)と信じます。キリストはここにいます。心に苦しみのあるものは中央に跪いてキリストの助けを得てください」と言う。その声に導かれて中央に外国人と中国人とが2人ずつで計4人が出てくる。説教者が一人一人の頭に左手を置き、右手はこぶしを振り上げながら、早口に英語あるいはフランス語で「神はあなたと共にいる、神のもとで喜びなさい、力を得なさい」と早口で盛り上げていくように祈った。その時中央には出て行かなかった中国人の若い男性が、他の人たちと一緒に立っていたその場で座りこみうつぶした。

次に体に病のあるものは中央に、と言い、先ほど中央に来ていたアフリカ人がもう一度来る。今度は通訳をしていた男性が彼のそばに跪き、何も言わずに彼の頭にしばらく手を置いた。このような「神による癒し」を求めて跪いたり、手をかざしたりするという行為は中国人の通う公認教会では行われない宗教的行為である。

この集まりからの帰途、中国人女性のWさん、Dさんと話をした。2人とも公認教会に通っており、Wさんはまだ洗礼は受けていないが、Dさんは洗礼を受けて2年目である。彼女たちとの会話から、彼女たちが今日のような外国人の集会に参加することを特にタブーであるとは思っていないと筆者は感じた。彼女たちは信仰を求めて参加しているが、同時に若い人の集まりとして、また外国人との交流の場として楽しんでいようであった。

3. 小グループでの公認教会と非公認教会の信者の交流

宗教政策が設定する枠組みからすると、公認教会と非公認教会の間には明確な境界線が引かれているべきである。しかしこの小グループには、公認教会や非公認教会に通う信者が共に参加しており、交流の場ともなっていた。以下、その事例として2003年9月の外国人の家での集会についての記録を取り上げる。

この日は15人の中国人を含む約35人が集まった。この日の内容は聖書勉強会であり、中国語で議論するグループと英語で議論するグループの二つに分かれた。中国語グループには16人が参加した。構成は以下の通りである。リーダーとしてアフリカ系の男性1人、韓国人、日本人各1人、その他は中国人である。その中には50代位の非公認教会の伝道者、非公認教会の信者、公認教会の信者、将来公認教会の牧師となる神学生、大学生、大学院生などが含まれていた。グループでの議論では、非公認教会の伝道者であるA氏が時折解説をしたり、祈りを唱えたりしながら議論全体をリードし、それをみな熱心に聞いていた。また、神学院を卒業したば

かりの神学生 K も多く発言していた。このグループでの議論は最後に A 氏の祈りで終わった。

集会が終わった後、A 氏や神学生 K、公認教会信者の D さんと共に帰途に着いたが、その間様々な情報を得た。A 氏は私に名前と電話番号を教えてくれたが、これは他人には言うなと言われた。A 氏は、「来週は江西省に伝道に行くが、このような伝道は（中国の法では）許されていない」と私に語った。そして江西省のある地域にはキリスト教徒が爆発的に増えており、「伝道を聞くために来た人々を見ると感動で涙が流れるほどだ」と話した。また、A 氏は深い信仰で有名なキリスト教徒で、アメリカで博士号を取った男性が今中国に来てしていると話した。それを聞いていた公認教会に通う D さんも、その人について聞いたことがあると言い、強い興味を示した。

このように、公認教会の信者も非公認教会の信者も信仰の追及や、関心においては共有する部分も多く、互いの教会の政治的関係の違いを強く意識しているようではない。特に1950～70年代の非公認教会への厳しい弾圧や文化大革命を経験していない若い信者の場合はそうである。しかし、A 氏のような伝道者は公認教会をはっきりと「そこには神がない」と否定してもいる。この日の帰り道で A 氏は公認教会に通う D さんに対して、「教会堂¹⁸（中国で教会堂というはっきりと宗教活動場所とわかる空間を使えるのは公認された教会のみであるので、この言葉は公認教会を指している。それに対して、非公認教会は通常「家庭集会」¹⁹と呼ばれる）に行くのは悪くはないが、そこに神がないとしたら無駄ではないか、真の教えがないとしたら無駄ではないか。」と話していた。それに対して D さんは熱心な様子でうなずいていた²⁰。

4. グループの分裂

筆者がこの集会に参加していた2003年12月、急にこの小グループを2つに分けなければならぬという話が持ち上がった。最初にこの話が交流会のリーダーの一人であった B から提示され、その時は「人数が多すぎて個人の家には入りきらなくなった」ため2つに分けなければならないという理由が示された。確かに人数は増える一方であり個人が借りている部屋に身を寄せ合うようにして座らなければならなかった。いかに分割するかということが、最初外国人のみで一度話し合われたが、その際に提案された分割案は、居住地域ごとに分けるというものであった。

その後、中国人と外国人が共に集まるグループ集会の中で話し合いがもたれた。その際には、集会のリーダーの一人 S の主導で話し合いが進んだ。最初に S は、聖書の中の初期教会について述べられている箇所を引用しながら、初期教会がいかに分割という局面に対応したか、そして我々の状況もそれと同様の状況であることを述べ、「この問題に対する神の意図を聞こう」と半ば説教のような形で話を始めた。

S は現在の困難を以下のように説明した。

「現在のグループの状況では、信者をケアし、非信者にキリストの教えを伝え、リーダーを

育てるといふ我々の目的を果たすのは難しい。その理由は3つある。①メンバーの増加に見合う場所が無い、②中国では集まるのが難しく安全の問題がある、③グループが大きくなりすぎると家族のようなケアが難しい。それゆえに我々は小さなグループが必要なのだ。」

その後全体での議論になったが、議論を通してこのグループに集う外国人の中国人信者への思いが強いことがわかった。あるメンバーは「このグループは特に中国人メンバーが多いために、政府にとって問題となっている。私はこのグループにおいて中国人に福音を伝えることを最も重要視している。みんなと会えるということだけでなく、何よりも福音を伝えるということを優先したい。」と話した。また別のメンバーは「中国人は我々にとって最優先だ。なぜなら中国人はキリストの教えを知るチャンスが無いからだ。中国人に伝えることが我々の使命だ。そしてまた、我々は自分の国に戻ったら中国の状況がどのようであるかを伝える義務がある。」と話した。しかし同時に、中国に福音を伝えるという使命よりも、仲間との集いそのもの、すなわち自分自身にとっての交流会の必要性を優先する意見も一部あった。

この話し合いの中で、基本的にゲスト的立場である中国人信者からの意見はほとんど出なかった。最終的に決まったのは外国人と中国人を分け、月に一度だけ合同で集まるという方法であった。中国人への伝道を重視する外国人メンバーの意見が強かったにも関わらず、最終的には中国人と外国人の分割という結果になった。この件に関して上海市政府からの介入があったのかは定かではない。しかし、同じ交流会のメンバーの一人であったRは、「Bは人数が増えすぎたから分けたとっているが、本当はこのグループには中国人の参加があまりにも多いから、教会の上層部の外国人リーダーが、外国人と中国人を分けるようにと言ってきたから分けたのよ」と話していた²¹。

結果として12月半ばから中国人と外国人が分かれて交流会を行うようになったが、比較的住環境に恵まれている外国人グループと異なり、中国人グループの交流会は場所の確保という問題に直面した。今までも個人の家を使う場合も外国人の家を使っており、分割後も外国人の交流会には場所の問題はない。しかし中国人の交流会では、集まるための適当な部屋を見つけることは容易ではなかった。メンバーの多くが家族と住んでいるか、会社が提供する部屋、あるいは個人で賃借する非常に狭い部屋に住んでおり、当時20名ほどいた中国人メンバーを収容するのに十分な場所の確保は容易ではなかった。当面は上海の郊外区で、ベッドタウンである閔行区のあるメンバーの部屋を使用することになったが、いつでも使えるという保証はなかった。

しかしこの問題は約1ヵ月で解決した。私が2004年の帰国前に最後に参加した交流会は、春節前の最後の交流会でもあり外国人・中国人合同の交流会であった。そのためいつものようなスピーチや聖書研究はなく、参加者による証し(「証し」とは、神からの恵みの体験を他者に話して共有し、神を賛美するキリスト教における宗教的行為)を中心に行われた。その中で二人の中国人女性信者(どちらも非公認教会に通う信者)が証しを行った。その内容は、彼女たちは共に部屋を借りて同居していたが、最近これまでの部屋と同じ家賃でもっと条件の良い部

屋を借りることができたということであった。そしてその証しの締めくくりに「何よりも大切なのはこれで中国人集会のための場所を確保することができたということだ」と話した。

この小グループの事例は、外国人の宗教活動である小グループの集会在、外国人と中国人、中国の公認教会の信者と非公認教会の信者の間をつなぐ交流の場となっていたことを示す。それゆえに、政治的圧力によって分裂を余儀なくされた。そこには、外国人の宗教活動のための場の拡大が、政府による宗教に対する管理に対して様々な問題や障害を生み出しているという実態が見えてくるのである。

おわりに

ビジネスや留学のために上海に来る外国人は、上海市の経済発展にとって欠かせない存在である。今後も上海市は継続的に門戸を広げて外国人を歓迎するだろう。そのため、アジア最大の経済都市の一つとなり、ハード面においてもソフト面においても国際都市にふさわしい都市となるために、外国人が住みやすい都市環境を整えねばならない。世界において国際都市としての確固たる評価を得ることは、上海市政府にとっても最優先のプロジェクトの一つである。実際に、外国人が生活するにあたり基本的な環境は急速に整備され、先進国並みのサービスや環境を備えつつある。しかしながら一方で、外国人の宗教生活における需要に対する対応は遅れている。

しかし状況はそのまま放置することはできない段階に至っている。国際礼拝堂など限られた教会堂での条件付きの礼拝が認められたのは、上海市政府による対応の一例である。恐らく政府は、国際礼拝堂での礼拝を認めることで、それまで各場所に分散していた外国人の宗教活動の場が限定されることを期待したのであろう。しかしながら、現在も私的空間での活動は継続し、かつ増加、拡大している。国際礼拝堂での礼拝も飽和状態となりつつあり、もはや国際礼拝堂のみの開放では対処できない状況に至りつつある。このように、経済発展のために外国への門戸開放の継続を必須とする限り、中国の宗教政策は、外国人の宗教生活の需要にいかに対応していくか、どこまでその自由の範囲を広げるかという課題にこれまで以上に柔軟に対応することが必要となってきた。

更にこのような外国人の宗教活動の拡大は、上海の中国人プロテスタント信者に多様かつ新たな機会を提供している。特に外国人の宗教活動の場は、外国人と中国人のみならず、公認教会、非公認教会など様々なグループに属する信者たちの交流の場を提供し、両者の間の境界線をより曖昧にする存在でもある。そしてそれは、宗教政策が維持しようとする「正常な」宗教活動の範囲、あり方の変更を迫りつつあるのである。その変更の一例として、浦東新区には外国人と中国人が共に教会員となっている新しい形態の公認教会が2005年に誕生している。このような動きについては、また別の機会に論じる予定である。

注

- 1 中国以外に指定されている国は2009年において、ミャンマー、北朝鮮、エリトリア、イラン、イラク、ナイジェリア、パキスタン、サウジアラビア、スーダン、トルクメニスタン、ウズベキスタン、ベトナムである(国際宗教自由委員会ホームページ：<http://www.uscirf.gov>)。
- 2 1954年に制定された最初の憲法においても、その後現在に至るまで数回修正された憲法においても、「宗教信仰の自由」は明記されている。
- 3 国家宗教事務局ホームページ：<http://www.sara.gov.cn/gb/default.htm>
- 4 『中華人民共和国憲法』はじめ宗教関連政策法規の出典は国家宗教事務局ホームページ内「政策法規」(<http://www.sara.gov.cn/gb/zcfg/default.htm>)から。『宗教事務条例』以前に中国の宗教政策の基本となってきたのは、1982年に出された『わが国の社会主義時期における宗教問題の基本観点と基本政策』(十九号文件)である。
- 5 『中華人民共和国国内における外国人宗教活動の管理規定』第一条。
- 6 上海統計網：<http://www.stats-sh.gov.cn/2005shtj/index.asp>
- 7 例えば前出のアメリカの国際宗教自由委員会やアムネスティ・インターナショナルなどの人権団体は、中国政府が宗教に対して管理・規制する状況を強く批判している(アムネスティ・インターナショナルホームページ：<http://www.amnesty.org/>)。
- 8 例えば中国の宗教状況に対して最も批判的であるのがアメリカであるが、近年はそのアメリカから要人が来た際は積極的に中国国内の公認教会での礼拝への参加を認めている。2002年と2005年にはジョージ・ブッシュ大統領が、また2009年にはヒラリー・クリントン国務長官が北京市内の教会での礼拝に参加している。
- 9 2003年12月における国際礼拝堂での外国人教会のリーダーの一人へのインタビューより。
- 10 2003年12月上海における外国人伝道師へのインタビューより。
- 11 2003年5月外国人礼拝についての筆者からの質問に対するS氏からの文書での回答から。
- 12 同上。
- 13 2003年9月21に行われた国際礼拝堂礼拝が始まって7周年記念の礼拝において、34カ国の出身者が礼拝に参加していると紹介があった。
- 14 2003年8月17日の国際礼拝堂での外国人礼拝にて。
- 15 2003年3月14日における上海在住の日本人プロテスタント信者へのインタビューより。
- 16 2003年12月におけるグループのリーダーの一人へのインタビューより。
- 17 ここで使用される聖書は特定のものではなく、各自自分が持つものを持参する。但し、中国人信者の多くは公認教会を指導する三自愛国運動委員会で発行されている中国語版と英語版が共に掲載されている聖書を用いていた。中国では国外から個人使用以外の聖書を大量に持ち込むことは法律で禁止されており、中国で販売が認められている聖書は三自愛国運動委員会発行のもののみである。但しその内容は特に政治的に偏った恣意的な翻訳となっているわけでは決して

ない。そのため非公認教会でも三自愛国運動委員会発行の聖書を用いている場合もある（2003年4月における非公認教会に通う信者へのインタビューから）。

- 18 中国語で「教堂」。
- 19 中国語で「家庭聚会」。
- 20 但し、その後もDさんは公認教会に通っているだけでなく、聖歌隊に加わるなど熱心に教会に奉仕している。
- 21 2003年12月27日のグループの交流会が始まる前のレストランの食事での会話から。

参考文献一覧

- Ashiwa, Yoshiko and Wank, David L. eds. 2009. *Making Religion, Making the State*. Stanford University Press.
- Chan, Kim-kwong. 2004. 'Accession to the World Trade Organization and State Adaptation.' in Kindopp, Jason and Hamrin, Carol Lee eds. 2004. *God and Caesar in China: Policy Implications of Church State Tensions*. Brooking Institution Press. pp.58-74.
- Chan, Kim-kwong and Carlson, Eric R. 2005. *Religious Freedom in China: Policy, Administration, and Regulation---A Research Handbook*. Institute for the Study of American Religion and Hongkong Institute for Culture, Commerce and Religion.
- Dean, Kenneth. 1997. 'Ritual and Space: Civil Society or Popular Religion?' in Brook, Timothy and Frolic, B. Michael eds. 1997. *Civil Society in China*. M. E. Sharpe. pp.172-192.
- Kindopp, Jason. 2004. 'Fragmented yet Defiant: Protestant Resilience under Chinese Communist Party Rule.' in Kindopp, Jason and Hamrin, Carol Lee eds. 2004. *God and Caesar in China: Policy Implications of Church State Tensions*. Brooking Institution Press. pp.122-145.
- 村上志保 2008年 「中国の宗教政策と日常的宗教実践－上海のプロテスタント公認教会の日常的場面からの考察」『立命館国際地域研究』 pp.151-166.

（資料1）『中華人民共和国国内における外国人宗教活動の管理規定』（1994年1月31日国务院令第144号発布）（出典は国家宗教事務局HP内「政策法规」から。和訳は村上による。）

第一条 中華人民共和国国内における外国人の宗教信仰自由を保障し、社会の公共利益を守るために、憲法に基づき本規定を制定する。

（第一条 为了保障中华人民共和国境内外国人的宗教信仰自由，维护社会公共利益，根据宪法，制定本规定。）

第二条 中華人民共和国は中国国内における外国人の宗教信仰自由を尊重し、外国人による宗教方

面における中国宗教界との友好的交流と文化学术交流活動を保護する。

(第二条 中华人民共和国尊重在中国境内的外国人的宗教信仰自由, 保护外国人在宗教方面同中国宗教界进行的友好往来和文化学术交流活动.)

第三条 外国人は中国国内の寺院, 道観, イスラム寺院, 教会堂などの宗教活動場所において宗教活動に参加することができる。省, 自治区, 直轄市以上の宗教団体の招請によって, 外国人は中国の宗教活動場所で説教ができる。

(第三条 外国人可以在中国境内的寺院, 宫观, 清真寺, 教堂等宗教活动场所参加宗教活动. 经省, 自治区, 直辖市以上宗教团体的邀请, 外国人可以在中国宗教活动场所讲经, 讲道.)

第四条 外国人は県レベル以上の人民政府宗教事務部門の認可する場所で外国人の参加する宗教活動を行うことができる。

(第四条 外国人可以在县级以上人民政府宗教事务部门认可的场所举行外国人参加的宗教活动.)

第五条 外国人は中国国内において洗礼, 婚礼, 葬儀および法事, 法会などの宗教儀式のために中国人宗教教職者を招請することができる。

(第五条 外国人在中国境内, 可以邀请中国宗教教职人员为其举行洗礼, 婚礼, 葬礼和道场法会等宗教仪式.)

第六条 外国人が中国に入国するにあたり, 本人用の宗教関係の印刷物, 録音・録画製品, およびその他の宗教用品を携帯することができる。本人が使用する以上の宗教関係の印刷物, 録音・録画製品およびその他の宗教用品を携帯して入国する場合は, 中国税関の関係規定に従って処理する。

中国社会の公共利益に害を与える内容の宗教関係の印刷物, 録音・録画製品を携帯して入国することを禁じる。

(第六条 外国人进入中国国境, 可以携带本人自用的宗教印刷品, 宗教音像制品和其他宗教用品; 携带超出本人自用的宗教印刷品, 宗教音像制品和其他宗教用品入境, 按照中国海关的有关规定办理。

禁止携带有危害中国社会公共利益内容的宗教印刷品和宗教音像制品入境.)

第七条 外国人による中国国内における宗教教職者の育成のための留学生の募集, あるいは中国の宗教学校での留学および講義は, 中国の関係規定に基づいて処理する。

(第七条 外国人在中国境内招收为培养宗教教职人员的留学人员或者到中国宗教院校留学和讲学, 按照中国的有关规定办理.)

第八条 外国人が中国国内で宗教活動を行う際は, 中国の法律, 法規を遵守し, 中国国内における宗教組織の創立, 宗教事務機構の設立, 宗教活動場所の設立, あるいは宗教学校の開設をしてはならず, 中国公民の中に信者を増やしたり, 宗教教職者を任命したり, その他の伝道活動を行ってはならない。

(第八条 外国人在中国境内进行宗教活动, 应当遵守中国的法律, 法规, 不得在中国境内成立宗教组织,

設立宗教办事机构, 设立宗教活动场所或者开办宗教院, 不得在中国公民中发展教徒, 委任宗教教职人员和进行其他传教活动.)

第九条 本規定に違反して宗教活動を行う外国人に対しては、県レベル以上の人民政府宗教事務部門とその他関係部門が忠告して阻止、制止せねばならない。外国人入国・出国の管理あるいは治安管理に違反する行為をするものは、公安機関によって法律に基づいて処罰される。犯罪を起こすものは、司法機関によって法に基づき刑事責任が追及される。

(第九条 外国人违反本规定进行宗教活动的, 县级以上人民政府宗教事务部门和其他有关部门应当予以劝阻, 制止; 构成违反外国人入境出境管理行为或者治安管理行为的, 由公安机关依法进行处罚; 构成犯罪的, 由司法机关依法追究刑事责任.)

第十条 外国組織による中華人民共和國国内での宗教活動には本規定を適用する。

(第十条 外国组织在中华人民共和国境内的宗教活动适用本规定.)

第十一条 国外に居住する中国公民が中国国内において、台湾居住民が大陸において、香港、マカオ居住民が内地において宗教活動を行う際は、本規定を参照して実施すること。

(第十一条 侨居国外的中国公民在中国境内, 台湾居民在大陆, 香港, 澳门居民在内地进行宗教活动, 参照本规定执行.)

第十二条 本規定は国务院宗教事務部門が解釈の責任を持つ。

(第十二条 本规定由国务院宗教事务部门负责解释.)

第十三条 本規定は発布の日より施行する。

(第十三条 本规定自发布之日起施行.)

(資料2) 『上海市宗教事務条例』第八章 涉外宗教事務 (出典は国家宗教事務局HP内「政策法規」から。和訳は村上による。)

第四十五条 外国人は本市の宗教活動場所内の宗教活動に参加できる。本市の宗教活動場所では外国人の要求に応じて、法事、法会、洗礼、婚礼、葬儀などの宗教儀式を行うことができる。

本市の外国人が集団で宗教活動を行う場合は、本市において法に基づいて登録した宗教活動場所内で本市の宗教団体によって組織されねばならない。必要があれば本市の宗教事務部門が指定する場所あるいは臨時の場所で活動することができる。外国人が集団で宗教活動を行う場合は、場所あるいは臨時の場所が存在する区、県の宗教事務部門が管理の責任を負う。

(第四十五条 外国人可以在本市宗教活动场所内参加宗教活动。本市宗教活动场所可以应外国人的要求为其举行道场, 法会, 洗礼, 婚礼, 葬礼等宗教仪式。

在本市的外国人集体进行宗教活动应当在本市依法登记的宗教活动场所内由本市宗教团体组织, 必要时, 可以在市宗教事务部门指定的场所或者临时地点进行。外国人集体进行宗教活动时, 由场所或者临时地点所在区, 县的宗教事务部门负责管理.)

第四十六条 市の宗教団体は関係規定に基づいて、宗教教職者の身分で来訪している外国人を招待

し、本市の宗教活動場所において説教をさせることができる。

（第四十六条 市宗教団体可以按照有关规定，邀请以宗教教职人员身份来访的外国人在本市宗教活动场所讲经，讲道。）

第四十七条 外国人が本市において宗教活動を行う場合は、中国の法律、法規に従わねばならず、宗教団体の創立、宗教事務機構の設立、宗教学校の開設をしてはならない。中国公民の中に教徒を増やしたり、宗教教職者を任命したり、宗教宣伝品を頒布したり、その他の伝道活動を行ってはならない。

（第四十七条 外国人在本市进行宗教活动，应当遵守中国的法律，法规，不得成立宗教团体，建立宗教办事机构，开设宗教活动场所和宗教院校；不得在中国公民中发展教徒，委任宗教教职人员，散发宗教宣传品以及进行其他传教活动。）

第四十八条 外国人は本市の宗教組織、宗教界の人士と友好的交流と文化学术交流活動を行うことができる。本市の宗教組織、宗教界の人士は、外国人との友好的交流と文化学术交流活動を展開する中で、独立自主、相互尊重、相互不干渉、平等的友好の原則を堅持せねばならない。

（第四十八条 外国人可以与本市宗教组织，宗教界人士进行友好往来和文化学术交流活动。

本市宗教组织，宗教界人士与外国人在开展友好往来和文化学术交流活动中，应当坚持独立自主，相互尊重，互不干渉，平等友好的原则。）

第四十九条 本市の宗教組織と宗教界の人士が外国の宗教組織、宗教界人士の招待に応じて訪問したり、あるいは外国の宗教組織、宗教界人士を招いたりする場合には、関連規定に従って手続きをせねばならない。

（第四十九条 本市宗教组织和宗教界人士应邀出访或者邀请国外宗教组织，宗教界人士来访，应当按照有关规定办理手续。）

第五十条 いかなる組織も対外的な経済貿易、文化、教育、衛生、体育、およびその他の交流を行う中で、付け加えられた宗教条件を受け入れてはならない。

（第五十条 任何组织在对外进行经贸，文化，教育，卫生，体育，以及其他交往活动中，不得接受附加的宗教条件。）

Religious Activities of Foreign Protestants in Shanghai.

Shiho Murakami *

Abstract

This paper examines the recent conditions of the religious activities of foreign Protestants living in Shanghai. I mainly focus on the religious life of foreign Protestants who stay in China for business or investment. What is unique about this paper is that it does not discuss religious activities of foreign missionaries whose activities are prohibited by Chinese religious regulations, but discuss the religious life of foreigners themselves. They are welcomed by the Chinese government for their contribution to economic growth, so the government should accept their religious life as well as their economic activities. However, this challenges Chinese religious policy which trying to keep control over religions.

“Regulations on the Management of Religious Activities of Foreigners in China.” allows foreigners to manage their religious activities on their own in China, but also prohibits them from undertaking evangelic activities, establishing religious organizations, and distributing Bibles. This decree shows that the government wants to keep foreigner’s influence on religious affairs in China as small as possible. However, because of the policy for economic growth and the increase of foreigners living in China, it is impossible to stop the expansion of foreigners’ religious activities and their influence on Chinese society.

In conclusion, I argue that the increase of foreigners living in Shanghai causes a lot of situations that are difficult for the government to control, and also creates more chances for Chinese protestants to exceed the limits on their religious activities.

key words

Shanghai, Religious Policy, Protestant Church, Foreigners’ Religious Activities, Economic Growth

* Correspondence to: Shiho Murakami
Language Education Center, Ritsumeikan University / Lecturer
56-1 Tojiin Kitamachi, Kita-ku, Kyoto 603-8577 Japan
E-mail: s-mura@fc.ritsume.ac.jp